

令和6年度補助事業の概要 (公益社団法人 日本水難救済会)

洋上救急事業

洋上にある船舶内で緊急に医師による医療措置を必要とする傷病者が発生した場合、医師等の同乗する海上保安庁の船艇・航空機又は自衛隊航空機を現場に急行させ、傷病者に対する応急処置を施しつつ、最寄りの病院まで緊急搬送する洋上救急活動を実施するとともに、こうした洋上救急活動に出動する可能性のある医師等を対象とした慣熟訓練を実施した。

また、洋上救急を円滑に実施するため、洋上救急体制、同仕組み等の概要を記載したパンフレット「洋上救急の概要」を作成して、船主・会員団体、代理店、協力医療機関、関係法人、関係官庁などに幅広く配布し、洋上救急事業の周知を図った。

なお、これまで洋上救急出動対象者は、医師及び看護師のみで、救急救命士は対象外であったが、救急救命士法の改正により、救急救命士の実施できる行為が拡大され、医療機関内で救急外来に対応する「院内救命士」が認められたことから、洋上救急事業の委託元である全国健康保険協会をはじめ、全ての医療幹事及び洋上救急事業への出資者の了解を得て、関係規則、実施要領等を改正し、令和6年7月1日から「院内救命士」を洋上救急出動対象者に追加した。

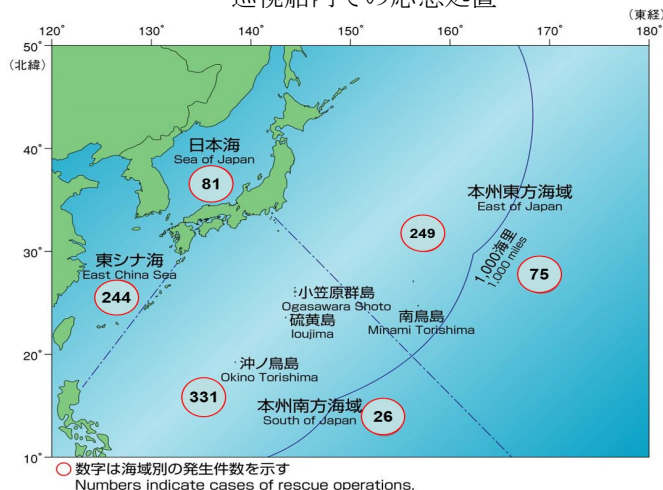
令和6年度の洋上救急出動件数は20件、20名で、昭和60年10月洋上救急制度発足以来の累計出動件数は1,006件、救助人数1,039名となっている。



巡視船内での応急処置



傷病者を陸上の病院へ搬送作業



累計出動回数 1,006 件の発生海域



成果物の「洋上救急の概要パンフレット」